

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年11月21日)

【件名】

- 令和7年度第2回子育て王国とつり会議の開催結果について
(子育て王国課) ··· 2
- 鳥取市桜ヶ丘中学校生徒の「少年の主張」全国大会への出場及び内閣総理大臣賞の受賞について
(家庭支援課) ··· 3
- 「世界早産児デー（11／17）」にあわせた啓発イベントの実施について
(家庭支援課) ··· 5
- 令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に係る再検証報告書の概要について
(家庭支援課) ··· 6
- 鳥取県社会的養育推進計画の改訂について
(家庭支援課) ··· 8
- 児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発活動について
(家庭支援課) ··· 9
- 喜多原学園における個人情報（入所児童の氏名）の漏洩について
(家庭支援課) ··· 11
- 令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について
(子ども発達支援課) ··· 12

子ども家庭部

令和7年度第2回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和7年11月21日
子育て王国課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、令和7年度第2回会議を開催したので概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和7年10月20日(月)午前10時30分から正午まで
- (2) 場 所 県庁 特別会議室
- (3) 出席者 鈴木会長ほか委員16名(うち4名はオンライン出席)
- (4) 議 事 シン・子育て王国とっとり実現に向けた令和8年度施策の検討について
- (5) 報告事項
 - ア 令和7年度第2回、第3回子育て支援情報発信方法検討部会の開催結果について
 - イ 「少子化克服に向けた国際共同フォーラム(韓国慶尚北道)」の開催結果について
 - ウ 子どもミーティング開催結果について

2 主な議事概要

シン・子育て王国とっとり実現に向けた令和8年度施策の検討内容を提示し、意見を伺った。

【主な意見】

＜若者目線のライフデザイン＞

- ・えんトリーの縁ナビゲーター、出会い系ナビゲーターに成婚数に応じて成果報酬を支給することについて、成果報酬を得たいがために、サポートしているカップルの相性が悪いのにも関わらず、みだりに成婚を促す恐れがないか疑問。利用者の満足度を考慮したり、そもそも基本報酬を引き上げたりすることによって全体のサービスの充実を図れないか。
- ・いい施策ばかりで、これから子育てしていくことを考えたらすごくいいと思った。
- ・とっとり子育て魅力発信について、助産師の方とも子どもを産まない・結婚しないという選択も尊重しないといけないという話をした。「結婚、出産、仕事や子育ての両立について自分自身のキャリアデザインを描く」という部分が、結婚すべき、子どもを産むべきという感じが強すぎないかと感じた。
- ・えんトリーのオンラインプロフィールの閲覧について、情報漏洩のリスク管理等を徹底するべき。
- ・マッチングイベントについて、マッチング後のフォローアップを行った方が良い。
- ・昨年度、若者活躍局の政策提案として子育て応援パスポートの対象者拡大を出させてもらったが、実現に向かっていただき非常にありがたい。

＜子育て王国とっとりの「共育て、共働き」＞

- ・子育てに優しい地域づくり補助金について、民間の子育て支援団体としてイベントを開催する中で、アンテナの高い、比較的心配のないご家庭は参加されるが、むしろ来て欲しい、心配なご家庭ほど参加されないことが多いと感じている。あまり外に出てこられないような家庭に、ある程度フォーカスした補助金になると良いと思う。
- ・父親交流会事業について、2人目、3人目でも子育てに悩む父親は多いため、対象を「初めて育児に携わる父親」に限定しなくてもいいのではないか。開催方法やファシリテーターの設定等、柔軟な形での検討ができるとよいと思う。助産師や保健師など、アドバイスができる人をきちんと交えておかないと、単なる愚痴会で終わってしまう。
- ・子ども食堂という言い方をするところと、地域食堂という言い方をするところに分かれているため、名称を統一するなどの検討が必要ではないか。
- ・父親交流会事業について、実家の祖父母に子どもを預けることもあるため、祖父の孫育てのスキルアップもメニューに追加したら良いのではないか。
- ・子育てや家事の負担が母親に集中してしまっている現状やアンコンシャスバイアスの解消のためにも、子育て王国とっとりサイトで家事シェア手帳を紹介したり、父親をターゲットとした読み物を掲載したりしてはどうか。

＜特に支援が必要なこども・家庭の健やかな生活の支援強化＞

- ・子どもの適正なアセスメント強化事業のように、臨床心理士等専門職による発達相談や保護者支援への取組みなど、気になる子どもをどんどんフォローしていくというのはすごく良いと思う。

3 今後の予定

令和8年2月に第3回会議を開催し、意見の反映状況を報告するとともに、シン・子育て王国とっとり計画の進捗状況等について協議を行う。

鳥取市桜ヶ丘中学校生徒の「少年の主張」全国大会への出場及び内閣総理大臣賞の受賞について

令和7年11月21日
家庭支援課

令和7年度少年の主張鳥取県大会（青少年育成鳥取県民会議）において最優秀賞を受賞した谷口鉄馬（たにぐち てつま）さん（鳥取市桜ヶ丘中学3年）が、中国・四国ブロック代表として、11月16日に東京で行われた「第47回少年の主張全国大会」（主催：国立青少年教育振興機構）に出場し、最優秀者に授与される内閣総理大臣賞を受賞したので報告します。

○第47回少年の主張全国大会～わたしの主張2025～について

- (1) 主 催：国立青少年教育振興機構
- (2) 日 時：令和7年11月16日（日）13:00～16:00
- (3) 会 場：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木）
- (4) 出場者：全国ブロック代表者 12名 ※秋篠宮佳子内親王殿下が御臨席
- (5) 結 果：内閣総理大臣賞 谷口 鉄馬 氏
(この他、文部科学大臣賞、国立青少年教育振興機構理事長賞、審査委員会特別賞・委員長賞あり)
※内閣総理大臣賞を受賞されたのは、鳥取県勢では令和5年度に続き2例目です。

〔参考〕「少年の主張」について

- (1) 目的
昭和54年、国際児童年を記念して大会をスタート。次代を担う子どもたちに、広い視野と柔軟な発想や創造性などと共に、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付ける契機となることを願い実施する。
- (2) 対象 日本在住の中学生（及びそれに相応する学籍又は年齢にある者）
- (3) 内容
 - ①発表内容 以下のような内容で、心からの思い、考えたことや感銘を受けたことなどを、少年らしい自由でユニークに、飾り気のない言葉でまとめたもの。
 - ア 社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案など。
 - イ 家庭、学校生活、社会（地域活動）及び身の回りや友だちとの関わりなど。
 - ウ テレビや新聞などで報道されている少年の問題行動、大人や社会の様々な出来事に対する意見や感想、提言など
 - ②発表時間 5分程度（400字詰原稿用紙4枚程度）
- (4) 全国大会出場までの流れ
 - ①「少年の主張」都道府県大会（鳥取県大会）
主 催：青少年育成鳥取県民会議
日時等：令和7年9月17日（水）、米子コンベンションセンター 小ホール
出場者：12名（県内の中学校を通じて応募のあった219編の作文のうち、最終選考に残った12名が出場し、主張を発表。）
・谷口さんが最優秀賞（鳥取県知事杯）を受賞した。
 - ②「少年の主張」ブロック代表者の選出
全国を5ブロックに分け、ビデオ審査により、ブロックごとに2～3名の代表者を選出。
※中国・四国ブロックは2名（鳥取県から1名（谷口さん）、愛媛県から1名選出）

※本年度の少年の主張には、全国3,474校から35万人を超える応募があった。

○谷口さんの主張の概要（全文は裏面に掲載）

テーマ：「伝える」

口唇口蓋裂という病気の影響で上手に発音することができないが、合唱コンクールで三度指揮者を務め、表現することに喜びを覚えた。自分らしいやり方できっと伝わる。だから伝えることを諦めないで。



3 谷口さんの主張全文

伝える

鳥取県 鳥取市立桜ヶ丘中学校 三年

谷口 鉄馬

手を挙げた瞬間、みんなの息を吸う音が聞こえる。そして合唱が始まる。穏やかに始まつた合唱が坂を登るように盛り上がっていく。僕はどんなふうに歌ってほしいかを、手で、そして全身で表現する。音楽が弾ける。僕が好きな瞬間のひとつだ。

僕は中学校で、合唱コンクールの指揮者を三度務めた。今年の曲は「心の瞳」。練習はまだ始まつたばかりだ。

僕が指揮をするのは、口唇口蓋裂という病気の影響がある。僕の唇では、歌う時に上手に発音をすることができないが、指揮者なら、みんなの役に立つことができるからだ。

僕は生まれた時、唇と上の顎が裂けていた。このままでは、母親の乳を吸うことができずに死んでしまう。成長しても唇の隙間から息が漏れてうまく話すことができない。僕は、生まれてすぐに手術を行なった。

顎と唇の隙間は一応塞がったものの、鳥取の病院では、それ以上の対応はできなかつた。両親が必死になって探した岡山の病院で、赤ちゃんの僕はまた手術を受けた。手術を何度も繰り返し、何年も通院を繰り返した。今でも年に一度、岡山に通つてゐる。そのおかげで、今では食事を取りともできるし、会話することもできるようになつてゐる。

しかし、人と話す時に心に引っ掛かりがあるのも事実だ。発音がしにくいので、僕の言葉がどう受け止められているのか、相手の表情を気にしながら話すこともある。実際、何度も聞き返されることや、発音のことをからかわれることがあった。何度も聞き返される時は、相手に対して申し訳ない気持ちになる。からかわれた時は、馬鹿にされたことに苛立ちを覚える。何を言っても無駄だと感じて諦めるときがある。

小さい頃、口元にマスクをつけた僕のことを、見知らぬ女性が「かわいいねえ」と言った。しかし、マスクをとった僕の口元を見た女性は、僕のことを「かわいそうな子」と言ったそうだ。「かわいい」と「かわいそう」。わずかな違いかもしれない。けれど母にとっては大きな違いだった。「かわいそう」という言葉に、「不幸な子」という意味を感じたのかもしれない。母は「鉄馬は可哀想な子じゃない！」と強く言い返したという。

そんな母も、「こんな体で産んでしまってごめんね」と口にしたことがある。そのとき僕は「気にしてないし、大丈夫だで」としか返せなかつたけれど、両親にとても感謝しているのだ。この病気を治してくれるためにたくさんのことをしてもらつた。歯の矯正をするにも、僕の場合は特別な処置が必要なので、岡山の歯科医に毎月通わせてもらつてゐる。ほとんどの場合、父が送迎してくれる。こんなふうに、お金も、時間も、愛情もたくさんかけてくれた。僕の唇は、その証だから。

そんな僕が、中学一年生で合唱の指揮者になつた。未経験のこの役割に強くひかれ、すぐ立候補した。実際にやってみると、どうやつたら歌い手に的確に伝わるか、手で伝える面白さを知つた。自分なりに指揮をアレンジして、どの部分をどう歌つてほしいのか、楽しみながら伝えることで、今までにない達成感を得られた。正しい発音は一つだけ、人を感動させる音楽は無限にある。僕は、僕の指揮でそれを表現できることに、言いようのない喜びを覚えた。指揮することで表現できる世界の広さは、僕が歌うことで表現できる世界を大きく飛び越えていった。

口唇口蓋裂の子供たちは、話すこと、表現することを躊躇しがちだ。でも、自分のことを伝えたい、表現したいと強く思つてゐる。諦めずに伝えてほしい。言葉でも、それ以外でも、自分を表現する方法は、きっとある。伝えたい思いを受け止めあえたら、病気や障害、色々な違いにかかわらず、お互いの世界はもっと広がるはずだ。

今年の合唱曲「心の瞳」はこう始まる。「心の瞳で君を見つめれば、愛すること、それがどんなことだか、分かりかけてきた」

言葉で言えない胸の暖かさを、見つめ合うことで伝えるという詩だ。

伝わる。きっと伝わる。だから伝えることを諦めないでほしい。言葉でも、音楽でも、見つめ合うことでも、自分らしいやり方が、きっとあるはずだ。

「世界早産児デー(11／17)」にあわせた啓発イベントの実施について

令和7年11月21日
家庭支援課

11月17日(月)の世界早産児デー(※1)に合わせて、リトルベビー(出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃん)の命の尊さやその成長を支える家族、医療従事者に対する支援の大切さについて理解促進を図ることを目的に、「鳥取リトルベビーサークルcuddle～カドル～」(※2)が中心となり、普及啓発イベントを実施していますので、概要を報告します。

(参考)

※1 世界早産児デーとは

早産の赤ちゃんと家族が抱える課題や負担に対する意識を高めるため、2008年にヨーロッパNICU家族会(EFCNI)や家族会によって制定された。

※2 鳥取リトルベビーサークルcuddle～カドル～について

令和4年度に、リトルベビーの子育てを支援するための母子手帳の副本『とつとりリトルベビーハンドブック』の作成を契機に結成した相互支援サークル。当事者の経験やリトルベビーの子育てにおける悩みを話し合ったり、子育ての先輩の話を聞いたりするなどの交流活動を行い、リトルベビーとその家族に寄り添いながら支援に取り組んでいます。

1 開催概要

(1)写真展

リトルベビーとして生まれたお子さんの写真や家族からのメッセージを募集し、集まった写真やメッセージをとつとりリトルベビーハンドブックや小さなおむつなどとともに展示している。

来場者からは、「大きく強く成長してください。」「我が子も低出生体重児でした。いろいろ困難もあったけど元気に育っています。」「まず知ることからだと思います。この機会に感謝します。」「子供たちが産まれた時のことを思い出しました。子供が小さく生まれ、これから心配も尽きませんが、たくさんの写真やコメントを見て元気が出ました。」といった温かいメッセージが寄せられた。

東部	11月9日(日)～12日(水)9:00～22:00 とりぎん文化会館 フリースペース
	11月13日(木)～24日(月)9:00～16:30 アイエム電子 鳥取砂丘 こどもの国 そうぞう館
中部	12月1日(月)～5日(金)10:00～17:00 鳥取県立厚生病院 外来・中央診療棟 2階エレベーター前
	12月7日(日)～12日(金)9:00～21:30 ※12月7日(日)のみ 19:00～21:30 エースパック未来中心 1階アトリウム
西部	11月10日(月)～24日(月)10:00～17:00 鳥取大学医学部附属病院 外来1階 総合診療外来前廊下
	12月20日(土)～21日(日)10:00～16:00 イオンモール日吉津 西館 2階

(2)ライトアップ

世界早産児デーのシンボルカラーとして多様性と思いやりの象徴であるパープルカラーのライトアップを実施している。

実施日	場所
11月15日(土)～17日(月)	米子コンベンションセンター(ビッグシップ)
	米子市公会堂
11月15日(土)～17日(月)	バード・ハット
11月12日(水)～25日(火)	風紋広場

【写真展の様子(とりぎん文化会館)】



【写真展の様子(子どもの国)】



【ライトアップの様子(バード・ハット)】



2 今後の取組等

引き続き、リトルベビーとその家族が抱える課題等に対する理解促進に向けた普及啓発に取り組むとともに、県内市町村・医療機関等と協議しながら、リトルベビーとその家族に寄り添った支援に取り組む。

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に係る再検証報告書の概要について

令和7年11月21日
家庭支援課

令和6年7月18日に設置した「令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に係る二次検証委員会」(以下、「二次検証委員会」という。)の報告書が取りまとめましたので、その概要を報告します。

1 事案の概要

令和3年8月11日、児童養護施設(以下「本施設」という。)に入所していた10代児童(以下「本児」という。)が居室で自死を図ったところを施設職員が発見し、救急搬送された。8月21日、容体が急変し、翌22日、搬送された病院で死亡する事案が発生した(以下「本事案」という。)。

2 二次検証委員会の概要

(1) 検証委員

氏名	所属
岩佐 嘉彦 ※座長	いぶき法律事務所弁護士
岩田 正明	鳥取大学医学部附属病院精神科科長
河村 祐子	湯梨浜町民ミュージカル代表者 (旧:社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員)
長石 純一	鳥取市立病院診療局長
藤原 正範	日本福祉大学研究フェロー

(2) 検証の目的

第一次検証と同様に、本事案のような事案が二度と起きないよう再発防止のために必要な対策を検討する。

【基本的な視点】

- ・自死した児童が何を望んでいたのか、何を訴えたかったのか。
- ・本事案の関係者の過失や責任を追及するものではない。
- ・児童は自死に当たって一定のサインを出しており、その事実を関係者で共有し、再発防止のために何ができるかを考える素材を提供する。
- ・本事案で関係者の対応が困難になった際、何が問題だったのか、関係者はどのような対応をすべきだったのか。
- ・困難な事態に陥らないように、それよりも以前の時点(本児の幼少期など)でどのような対応ができたのか。

3 再検証における特有の検討課題

- ・社会的養護のもとにある児童の自死事案の検証組織のあり方について
- ・本報告書の公表を含めた重大事案の公表のあり方について

4 第一次検証における課題及び問題点

(1) 事案の公表

事案の公表、報告書の公表か否かの取扱いは、個別の事案によって様々であり、一般的に結論付けることはできないが、当委員会は、本報告書については、時点の経過により、遺族への説明が丁寧になされているため、プライバシーに対する配慮をした上で、公表すべきと考える。本児の死亡の発生の事実や第一次検証報告書についても、丁寧な対応があれば、公表することができたと考える。

- ・重大な結果を招いた事案については、関心のある者が事例の概要を知り、再発防止のための検討ができるよう公表することが基本である。
- ・本児が残した遺書等の内容からすると、本児が何を訴えたかったのかを大人が考えるべきことを投げかけているのであり、公表を差し控えるべき要素は見いだせない。
- ・関係者が本事案から学び、自分の立場でできることを考え、実践することが、本児に対してできることであり、大人側の責務であるが、公表しないことはその唯一の責任を果たす場を奪うことになる。

(2) 第一次検証の在り方

- ・「こども家庭庁ガイドライン」も踏まえ、施設ではなく県が主体となって第一次検証会議を設置したことは、適切な対応であった。また、検証委員会を社会福祉審議会のもとに置かず、県の直轄組織としたことについて、法律等には検証組織をどこに置くべきかについての定めは無く、直轄組織としたことに当然に問題であるとは言えない。ただし、社会福祉審議会の役割の重要性や委員が専門家で構成され、一定の第三者性を有していること等を考えると、特別な事情がない限り、現在の組織で言えば、児童福祉審議会のもとに検証のための組織を設けるのが適当である。
- ・社会福祉審議会(当時)の外に置く場合は、会議設置の事実や議論の状況について、社会福祉審議会に報告し、意見を聞く必要があり、この点が十分ではなかった。

(3) 第一次検証の人選

- ・検証に当たり、専門性や第三者性を持った委員を選任する必要があるが、県は、弁護士、児童養護施設関係者、学識経験者、精神科医、臨床心理士によって構成することとし、学識経験者として大学の学識経験者に依頼したが、その他は各専門職の所属する団体に推薦を依頼しており、また、専任された委員は特別な利害関係を有するとは言えず、人選に問題があったとは言えない。

5 事例を通じて当委員会として指摘する課題

- ・本事案においては、施設関係者の中に強い危機感を抱いていた者がいたことを考えると、第一次検証会議で指摘している施設関係者の自死に関する知識（が浅い）の問題ではなく、それ以前の、子どもを支援するにあたり、子どもに近いところで支援する者や専門的な立場にある者の意見、自分とは異なる意見にも焦点をあて、そのことを考えるという姿勢が不十分であったということがむしろ問題であった。
- ・児童相談所が措置変更について主体的に対応しきれなかった。また、児相と本施設との1対1の対立軸で事案がデッドロック（膠着状態）に乗り上げている。福祉関係者以外からは、一見福祉の業界事情を理解しないような意見が出るかもしれないが、だからこそ、関係者が一同に会して、今何が問題でどうすべきか、福祉側の考え方に対する問題はないか、仮に措置変更せざるを得ないとしても、そこに至る方法として何か考えることはできなかったのか。当委員会としては、分野の異なるそのこどもに関わっている関係者が一堂に会して、異なる視点から検討することの重要性を改めて強調したい。
- ・ケース対応に関して困難に直面し、膠着状態になった場合に、児相も施設も異なる視点で大局的に助言が得られる柔軟な組織作りをすることが必要である。直面している事態を外部的な視点でスーパー・バイズを受けることの重要性を強調したい。
- ・子どもを支援するにあたり、子どもに近いところで支援する者や専門的な立場にある者の意見、自分とは異なる意見にも焦点を当てる必要があり、それを実現する施設の体制や風土を整える必要がある。
- ・本児の幼児期の支援や保護者の離婚後の支援では、虐待行為が続いているかどうかという視点だけではなく、子どもや家族が持っている困難をしっかり評価して、具体的な支援方法を児童相談所を中心に関係機関と検討すべきであった。
- ・未成年後見人は子どもの短期、中期、長期的な支援計画について、児童相談所や施設と協議し、これに参加する必要があり、児童相談所としてもこの点を意識して対応する必要がある。
- ・自立援助ホームへの入所は本人の申込が事業利用の前提になっており、本人の意向と異なる対応は法律上できないが、この点が正確に本児に伝わっておらず、本施設や児童相談所の本児への自立援助ホームへの措置変更に向けての説明のあり方は問題があった。

6 当委員会として再発防止に向けた提言

(1) 必要な事案について、関係者全員が一堂に会してケース会議を行うようにすること

児童相談所内において、支援内容を見出すことが困難な事例や子どもの意向に反して措置を行い、または変更する場合など、必要な場合に関係者が顔をあわせて会議を持つよう周知徹底されたい。

(2) 子どもに関わる関係者が検討する場、学ぶ場を持つよう情報の提供を行うこと

本事案について、とりわけ福祉や医療、教育など児童虐待に関わる関係者において、公開された情報を積極的に共有し、具体的な事実を振り返りながら、検討する場が持たれるよう対応されたい。各専門家が集まって一緒に検討する場を意図的に作り、児相だけ、施設だけの閉じた状態での検討にならないことも必要。

(3) ネグレクト、心理的虐待が子どもに与えるインパクトや適切な支援の方法を見直し、周知すること

ネグレクト、心理的虐待が子どもに与えるインパクトを理解し、正確なアセスメントや支援方法について、見直し、周知されたい。

(4) 困難事案への対応についての体制を工夫すること

措置委託ケースの中から、特別な支援が必要なケースをピックアップし、児童福祉司と児童心理司の2名からなるチームが対応するという支援の方法もとりうると考える。（児童福祉司と児童心理司は、専ら選定されたケースの支援だけを担当する。）

(5) 検証組織について

今後、児童虐待に関する重大事案の検証を県において行う場合、特段の事情がない限り児童福祉審議会のものにチームを構成し、検証を行うべきである。

(6) 事案の公表について

自死など重大事案が発生した場合、これを公表すべきかどうかは、亡くなった子どもの尊厳をどう守るか、どうすることが子どもの尊厳を保つことになるのかという視点が基本となる。公表の可否は、遺族の意向を踏まえた対応が必要となるが、本事案のように検証がなされ、その結果が報告された場合に、その内容は、プライバシーに配慮した上で、できるだけ公開すべきである。

鳥取県社会的養育推進計画の改訂について

令和7年11月21日
家庭支援課

里親委託の推進をはじめとする今後の社会的養育施策に関する県の取り組みの方向性を定めた計画である「鳥取県社会的養育推進計画」を改訂しましたので、その概要を報告します。

1 計画の位置づけ

- ・里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を推進する等、社会的養育施策の充実に向け、県や関係機関が取り組むべき方向性を定めた令和2年度から令和11年度までの10年間計画。
- ・当計画は、令和2年9月に策定し、令和2年度から令和6年度までを「前期計画」、令和7年度から令和11年度までを「後期計画」と位置付けている。
- ・本年が計画の中間年度にあたることから、前期計画の取組内容や前期計画策定後の社会的養育施策の動向変化や新たな課題への対応等も踏まえ、この度改訂した。
- ・当計画に定める内容は、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付子支家第125号こども家庭庁支援局長通知）で示されている項目に基づき策定している。

2 計画の構成

- ・計画策定趣旨、計画の位置づけ、計画期間（令和7年度から令和11年度まで）を記載
- ・計画策定項目に関する現状と課題、具体的に取り組むべき事項を記載

3 計画に記載する項目の取組方針

(1) こどもの権利擁護の推進

- ・里親、児童養護施設等で生活することもや一時保護中のこどもの権利擁護を図るために、当事者であるこどもの意見表明権を保障し、こどもから適切に意見聴取することはもとより、こども自身がこどもの権利について学ぶことへの支援を実施し、こどもの意見表明をサポートする仕組みの充実を図る。

(2) 在宅支援の充実

- ・市町村は、全ての妊娠婦、子育て家庭、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター」による相談支援を通じて、虐待等に至る前の予防的支援を効果的に行い、児童相談所は、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭維持に向けた専門的な支援を行う。

(3) 里親委託の推進

- ・代替養育が必要となる場合の支援について、里親やファミリーホームでの養育が望ましい場合は、里親等での養育を原則とする。里親等での養育が望ましいこどもが確実に里親等での養育が行われるよう、里親に対する支援体制の充実を図る。

(4) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた施設運営の充実

- ・こどもの特性や年齢等の事情により、里親等での養育より児童養護施設等での養育の方が適当と判断される場合は、生活単位が小規模化かつ地域分散化された施設での養育を原則とし、その環境整備を図り、併せて、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等に関する取組を推進する。

(5) 児童相談所の体制強化

- ・こどもに関するあらゆる相談に適切に対応することができるよう児童相談所の専門性の向上と体制強化を図り、こどもの権利擁護に関する取組の充実と、より個別性を尊重した一時保護が可能となるような一時保護施設の運営を行う。

(6) 社会的養護経験者等の自立支援

- ・社会的養護経験者等に対する自立支援の強化に向け、児童養護施設等利用に係る年齢制限の弾力化措置を積極的に活用する等、社会的養護経験者等の自立支援を推進する。

【参考】本県の里親委託率と登録里親数（当計画に定める現状と目標値）

項目	【現状】R7.3月末時点	【目標】R11年度末
里親委託率	3歳未満 (18.2%) 3歳以上就学前児 (25.6%) 学童期以降の児童 (28.0%)	3歳未満 (75.0%) 3歳以上就学前児 (75.0%) 学童期以降の児童 (50.0%)
里親登録数	養育里親 (89世帯) 専門里親 (9世帯) 養子縁組里親 (15世帯)	養育里親 (130世帯) 専門里親 (15世帯) 養子縁組里親 (50世帯)

児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発活動について

令和7年11月21日
家庭支援課

11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（こども家庭庁）」と「女性に対する暴力をなくす運動（内閣府）」の実施期間であることから、この期間に合わせて、児童虐待防止啓発講演会、オレンジリボンたすきリレーの開催、圏域ごとにポスター掲示、パネル展示、駅やショッピングモールでの街頭キャンペーン等を実施していますので、その概要を報告します。

1 児童虐待防止に関する取組

（1）児童虐待防止啓発講演会（11/1（土）、米子市文化ホール）

- ・絵本「鏡の中のぼく」作者である馬場啓介氏を講師に招き、講演会を開催した。（来場者 約110名）
- ・子育てにおいて、悩みや不安を感じた時の対処方法等をご紹介いただき、参加者からは「元気づけられる講演内容であった」、「来年度も馬場先生のお話を聞きたい」といった感想を多数いただいた。

（2）第12回鳥取県西部地区オレンジリボンたすきリレー（11/9（日）、米子市文化ホール）

- ・米子市及び境港市に設定された3コースで、こどもや保護者の支援に携わる関係者がオレンジリボンのたすきをつなぎ、米子市文化ホール前広場にゴールする「オレンジリボンたすきリレー」を予定していたが、当日は、雨のため、たすきリレーは中止し、セレモニーのみ開催した。（参加者約100名）

※「西部地区オレンジリボンたすきリレー」は、取組当初（H26年度）は、米子児童相談所を中心の取組であったが、民間の関係機関等の参加・協力も増え、現在は、官民協働で、実行委員会形式で運営されている。

＜セレモニーの内容＞

- ・西部地区児童虐待防止啓発ポスターの原画表彰式（最優秀賞：米子西高等学校 三原紗和さん）
- ・5人のこども達の大人に対する意見表明。参加者を代表し、5名の大人がこども達の意見表明に回答。
こどもの意見表明の内容・・・「みんなが楽しくなる街にしたいです」、「こどもに命令しないでほしいです」、「こどもを見た目で判断しないでほしいです」、「大人も笑顔で生活してくれたら、うれしいです」、「大人もゴミの分別に協力してください」

（3）各圏域での啓発活動

圏域	取組概要
東部	○街頭キャンペーン 11/8（土）11:00～12:00 イオンモール鳥取北 ※女性に対する暴力をなくす運動と合同で実施
	○パネル展示等 11/1（土）～11/29（土）県立図書館 ※女性に対する暴力をなくす運動と合同で実施
中部	○街頭キャンペーン 11/6（木）16:30～17:15 パープルタウン ※女性に対する暴力をなくす運動と合同で実施
	○パネル展示等 11/6（木）～11/28（金）倉吉交流プラザ ※女性に対する暴力をなくす運動と合同で実施、倉吉市との共催
西部	○パネル展示等 11/6（木）～11/12（水）イオンモール日吉津

2 女性に対する暴力をなくす運動の各圏域での取組

圏域	取組概要
東部	○街頭キャンペーン 11/12（水）7:00～8:00 JR鳥取大学前駅
	○パネル展示等 11/15（土）～11/25（火）鳥取市立図書館及び輝なんせ鳥取
中部	○パネル展示等 11/15（土）まなびタウンとうはく、11/17（月）～11/21（金）倉吉病院
	○パープルライトアップ 11/17（月）～11/21（金）倉吉病院
西部	○街頭キャンペーン 11/12（水）7:40～8:20 JR米子駅
	○パネル展示等 11/4（火）～11/28（金）西部総合事務所、11/8（土）～11/26（水）米子市立図書館、 11/10（月）～11/21（金）江府町役場、11/12（水）～11/25（火）大山町役場

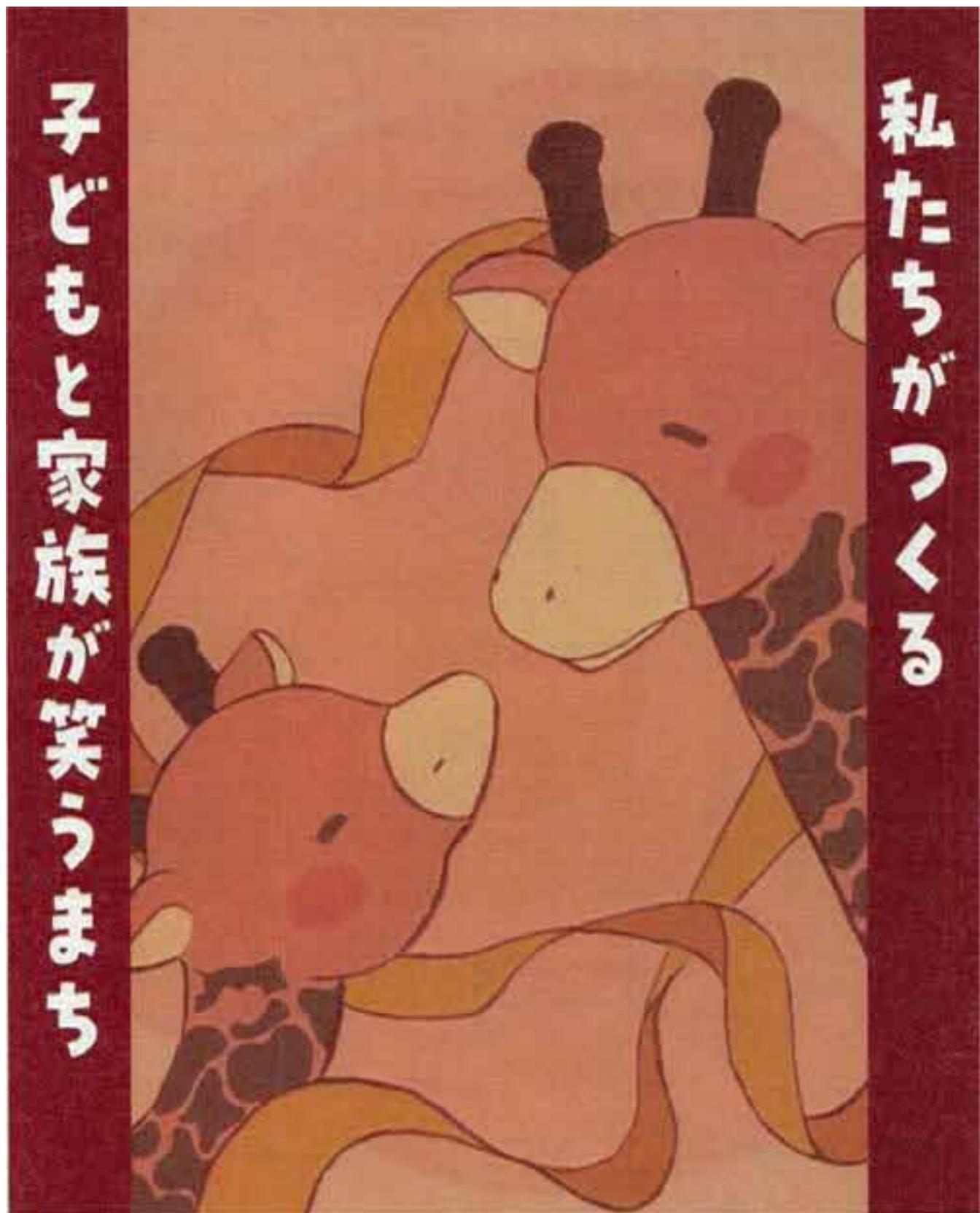
＜オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）＞

- ・平成16年度から毎年、11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発運動を実施している。「オレンジリボン運動」は、児童虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を広める市民活動から始まった取組。

＜女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）＞

- ・平成13年度から毎年、11月12日から25日の間を「女性に対する暴力をなくす運動」と定め、期間中に、女性に対する暴力の防止や女性の人権尊重のための意識啓発等に関する啓発活動を実施している。

＜西部地区児童虐待防止啓発ポスターの原画 最優秀賞作品＞



＜西部地区児童虐待防止啓発ポスターの原画について＞

- ・11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、啓発ポスターの原画を鳥取県西部地区の高校生に募集し、最優秀賞作品を児童虐待防止の啓発ポスターとして使用している。
- ・この取組は、平成29年度から開始。西部地区オレンジリボンたすきリレー実行委員会内に、「児童虐待防止啓発ポスター審査会」を設け、審査している。(令和7年度は63作品の応募があった)

喜多原学園における個人情報（入所児童の氏名）の漏洩について

令和7年11月21日
家庭支援課

喜多原学園が入所児童の児童手当支給に係る保護者宛の通知文書に、誤って別の入所児童の氏名を記載したことにより、入所児童1名の個人情報が他の入所児童の保護者に漏洩する事案が発生しました。

今後、同様の事案が起きないよう再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理に努めます。

1 事案発生日及び発覚日

発生日：令和7年9月2日（火） 保護者宛通知を発出した日
発覚日：令和7年11月10日（月） 入所児童の担当児童相談所から連絡があった日

2 事案発覚の経緯

- 令和7年9月2日、喜多原学園が入所児童の保護者（2者）に対して、入所中の児童手当に係る通知を行った際、誤って文面に関係のない入所児童1名の氏名を記載した文書を通知した。同日付で、入所児童を担当する児童相談所に対し保護者宛の通知の写しを送付した。
- 令和7年11月10日、通知の写しを受理していた児童相談所が、通知文書に関係のない児童の氏名が記載されていることに気づき、喜多原学園に連絡し、事案が発覚した。

3 事案発生の要因

- この通知文書は、喜多原学園に入所した児童の保護者に、入所中の児童の児童手当を喜多原学園が管理する旨を通知する文書であり、内容は定型文となっている。
- そのため、通知文書の作成にあたり起案する際、過去に使用した電子ファイルを転用し、保護者名と入所児童名を修正する方法で、起案を行っていた。
- この度の事案は、入所児童名の修正を行わないまま文書を作成、起案を行い、誤りに気づくことなく文書が発出されたため発生した。

4 保護者等への対応状況

- 令和7年11月10日の事案発覚直後、個人情報が漏洩した児童とその保護者に本件の経緯の説明と謝罪を行った。
- 同日、誤通知の送付先である入所児童保護者にも同様の説明を行い、送付済み文書の回収を行っている。
- 本件流出に関し、二次被害の報告は受けていない。

5 再発防止策

- 通知の文面を見直し、必要以上に個人情報を記載することができないよう文面を改めるとともに、過去に使用した電子ファイルを転用・修正する方法は止め、個人情報記載部分は空欄の様式を、都度使用するようルールを徹底する。
- チェックリストを活用し、複数人による所属内チェック体制を徹底する。

令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

令和7年11月21日

子ども発達支援課

令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故を検証する医療事故調査委員会について、第3回委員会を次のとおり開催しましたので、その概要について報告します。

1 日 時 令和7年10月8日（水） 午後1時30分から午後5時10分まで

2 場 所 県立総合療育センター（米子市上福原7丁目13-3）

3 出席者 県立総合療育センター医療事故調査委員会（全員出席）

外部委員 大澤 晋委員（岡山大学病院医療安全管理部准教授）

松岡真弓委員（鳥取県看護協会教育部次長）

浜田真樹委員（弁護士、日弁連子ども権利委員会事務局長）

内部委員 佐竹隆宏委員（医務部部長）、足立裕季子委員（看護部長）

事務局

子ども家庭部 中西朱実部長、柴田智幸子ども発達支援課長

総合療育センター 小枝達也院長、住友正人事務部長

4 議事概要

（議題1）会議及び会議結果の公開、非公開について

・議題2に個人情報が含まれるため、議題2は非公開とすることを決定した。

（議題2）令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

・事務局から転落後の療養に係る看護師を対象にしたアンケート調査及びヒアリング調査の結果を説明後、当該児童の主治医、事故当日の当直医等、診療に関わった医師（4名）を対象に聞き取りを行った。

5 その他

次回は、12月2日（火）午後3時から開催することを決定した。